

第 3 3 回秋田市都市計画審議会

議 案 書

平成 2 3 年 8 月 3 0 日
秋田市都市計画審議会

第 33 回

秋 田 市 都 市 計 画 審 議 会

日 時 : 平成 23 年 8 月 30 (火) 午後 2 時～

場 所 : 秋田市役所 正庁

次 第

- 1 開 会
- 2 委員出席状況報告
- 3 あいさつ
- 4 公開・非公開の審議
- 5 議事録署名委員の選出
- 6 議 事
議案第 1 号 一般廃棄物処理施設の設置位置について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 1 号

一般廃棄物処理施設の設置位置について

1 付議理由

平成 23 年 8 月 8 日付けで、株式会社湯沢クリーンセンター代表取締役安藤誠一郎から、ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の設置位置について建築基準法第 51 条ただし書きに基づく許可の申請があったため、都市計画上支障がないかどうか本審議会へ付議するものである。

2 これまでの経緯

当該処理施設は、平成 19 年から申請位置の秋田市飯島字穀丁大谷地 157 番地 5 において、一般家庭から排出される廃プラスチック類を再生原料化し、市場に還元している。

当初は、**1 日あたり 4.8 t の処理能力**であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「廃棄物処理法施行令」）に定められた規模（ごみ処理施設は**1 日あたりの処理能力 5 t 以上**）以下の施設として、建築基準法による位置の制限を受けない処理施設として建設された。

その後、全国的に廃プラスチックの分別収集が進み、リサイクル処理量の増加が見込まれるため、平成 20 年に、1 日当たりの処理量を **9.6 t** としたいとの申し出があった。この処理能力の増強は、廃棄物処理法施行令に定められた規模を超えるため、現位置で稼働するためには、建築基準法第 51 条ただし書きに基づく許可が必要になる。そこで、平成 20 年 9 月に秋田市都市計画審議会で審議を行い、都市計画上支障がないものとして特定行政庁である秋田市長が立地を許可している。

今回、処理機械の一部を交換し、かつ、稼働時間を 24 時間と

することで1日あたりの処理能力を19.2tまで拡大したいとの申し出があったが、この処理能力の増強は、建築基準法施行令130条の2の3第5項で定める許可不要の範囲（処理能力の1.5倍以下）を超える用途の変更に該当するため、同法第87条第2項で準用する同法第51条ただし書きの許可が必要になる。許可するにあたり、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないか判断する必要があるため、秋田市都市計画審議会に付議するに至ったものである。

3 処理施設周辺の土地利用状況について

処理施設は、秋田県が分譲した秋田港産業団地（^{きたこうはいご}北港背後地区）内に所在し、直線距離にして秋田港まで約1km、国道7号まで約500mの位置に立地している。

周辺は工場や工業系の事務所などが存在しており、処理施設敷地の前面は幅員約15mの道路が整備され、国道7号および秋田港へはいずれも幅員10m以上の道路で接続している。

また、北東方向約300mには第二種中高層住居専用地域と南東方向約300mには第一種住居地域の住宅地が広がり、その間は準工業地域となっている。

なお、都市計画に定める用途地域は工業専用地域であり、防火地域の指定はない。

4 処理の概要

別添資料とおり

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第 51 条 第 1 項 第 号の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 穂積 志 様

平成 23 年 8 月 8 日

申請者氏名 (株) 湯沢クリーンセンター
代表取締役 安藤 誠一郎



【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 (カブ) ユザワクリーンセンター ダイョウトリシマリヤ アントウセイイチロウ
【ロ. 氏名】 (株) 湯沢クリーンセンター 代表取締役 安藤 誠一郎
【ハ. 郵便番号】 019-0205
【ニ. 住所】 秋田県湯沢市小野字十日町 83
【ホ. 電話番号】 0183-72-0707

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

※手数料欄

¥160,000-

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
平成 23.8.-8 号 第 163 号 係員印			平成 年 月 日 第 号 係員印
※公告欄	※公開による意見の 聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審 議会又は市町村都市 計画審議会の議欄
平成 年 月 日 第 号 係員印	平成 年 月 日 第 号 係員印		平成 年 月 日 第 号 係員印



(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 秋田市飯島字穀丁大谷地 157番地5 外2筆

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 ☐防火地域 ☐準防火地域 ☒指定なし

【※4. その他の区域、地域、地区又は街区】 22条区域

【5. 道路】

【イ. 幅員】 15.000m道幅

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 33.326m

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (4954.61 m²) () () ()
(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) **工業専用地域** () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の建ぺい率】
(60) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 4954.61 m²
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620) ごみ処理施設

【8. 工事種別】

☒ その他(処理能力の増加)

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)

【イ. 建築面積】 () (1,847.58 m²) (1,847.58 m²)

【ロ. 建ぺい率】 37.29%

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合 計)

【イ. 建築物全体】 () (1,901.93 m²) (1,901.93 m²)

【ロ. 地階の住宅の部分】 () () ()

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

() () () ()

【ニ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ホ. 住宅の部分】 () () () ()

【ヘ. 延べ面積】 1,901.93 m²

【ト. 容積率】 38.38%

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 0

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 5

【12. 工事着手予定年月日】 平成 23 年 10 月 1 日

【13. 工事完了予定年月日】 平成 23 年 10 月 31 日

【14. その他必要な事項】 処理能力 (9.6 t/日→19.2 t/日)、稼働時間 (16h/日から 24h/日) の変更

【15. 備考】 前回許可番号: 平成 20 年 9 月 17 日 秋田市指令 第 7366 号



建築物別概要

【1. 番号】	1			
【2. 工事種別等】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設			
【3. 構造】	鉄骨造 一部 造			
【4. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】	8.95m			
【ロ. 最高の軒の高さ】	8.70m			
【5. 階別用途別床面積】				
【イ. 階別用途別】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(1階)	(08620)	(ごみ処理施設)	()	(1,202.0 m ²)(1,202.0 m ²)
	(08520)	(倉庫)	()	(446.0 m ²)(446.0 m ²)
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
【ロ. 用途別】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
	(08620)	(ごみ処理施設)	()	(1,202.0 m ²)(1,202.0 m ²)
	(08520)	(倉庫)	()	(446.0 m ²)(446.0 m ²)
【6. その他必要な事項】				
【7. 備考】				

【1. 番号】	2			
【2. 工事種別等】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設			
【3. 構造】	鉄骨造 一部 造			
【4. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】	5.834m			
【ロ. 最高の軒の高さ】	5.580m			
【5. 階別用途別床面積】				
【イ. 階別用途別】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
(1階)	(08520)	(集積所)	()	(59.85 m ²)(59.85 m ²)
	()	()	()	()
	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
【ロ. 用途別】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)(合計)
	(08520)	(集積所)	()	(59.85 m ²)(59.85 m ²)
	()	()	()	()
【6. その他必要な事項】				
【7. 備考】	集積所とは RPF スtockヤードのことである			



建築物別概要

【1. 番号】	3			
【2. 工事種別等】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設			
【3. 構造】	鉄骨プレハブ造 一部 造			
【4. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】	2.740m			
【ロ. 最高の軒の高さ】	2.740m			
【5. 階別用途別床面積】				
【イ. 階別用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1階)	(08990) (休憩所)	()	(9.95 m ²)	(9.95 m ²)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
【ロ. 用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08990)	(休憩所)	()	(9.95 m ²)	(9.95 m ²)
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

【1. 番号】	4			
【2. 工事種別等】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設			
【3. 構造】	鉄骨プレハブ造 一部 造			
【4. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】	5.607m			
【ロ. 最高の軒の高さ】	5.607m			
【5. 階別用途別床面積】				
【イ. 階別用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1階)	(08990) (休憩所)	()	(25.80 m ²)	(25.80 m ²)
()	()	()	()	()
()	()	()	(18.11 m ²)	(18.11 m ²)
(2階)	(08990) (休憩所)	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
【ロ. 用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08990)	(休憩所)	()	(43.91 m ²)	(43.91 m ²)
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】



建築物別概要

【1. 番号】	5			
【2. 工事種別等】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☒ 既設			
【3. 構造】	木 造 一 部 造			
【4. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】	7.760m			
【ロ. 最高の軒の高さ】	6.260m			
【5. 階別用途別床面積】				
【イ. 階別用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申 請 部 分)	(申請以外の部分)	(合 計)
(1 階)	(08470)	(事務所)	(70.11 m ²)	(70.11 m ²)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
(2 階)	(08470)	(事務所)	(70.11 m ²)	(70.11 m ²)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
【ロ. 用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申 請 部 分)	(申請以外の部分)	(合 計)
(08470)	(事務所)	(140.22 m ²)	(140.22 m ²)	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】確認済証番号：H23.5.25 第 S1105A0224 号,検査済証番号：H23.6.8 第 F1106A0224 号

【1. 番号】				
【2. 工事種別等】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 既設			
【3. 構造】	造 一 部 造			
【4. 高さ】				
【イ. 最高の高さ】				
【ロ. 最高の軒の高さ】				
【5. 階別用途別床面積】				
【イ. 階別用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申 請 部 分)	(申請以外の部分)	(合 計)
(階)	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
【ロ. 用途別】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申 請 部 分)	(申請以外の部分)	(合 計)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】



平成23年 8 月 8 日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志 様

秋田市飯島字穀丁大谷地 157 番地 5
株式会社 湯沢クリーンセンター
代表取締役 安藤 誠一郎

許可申請理由書

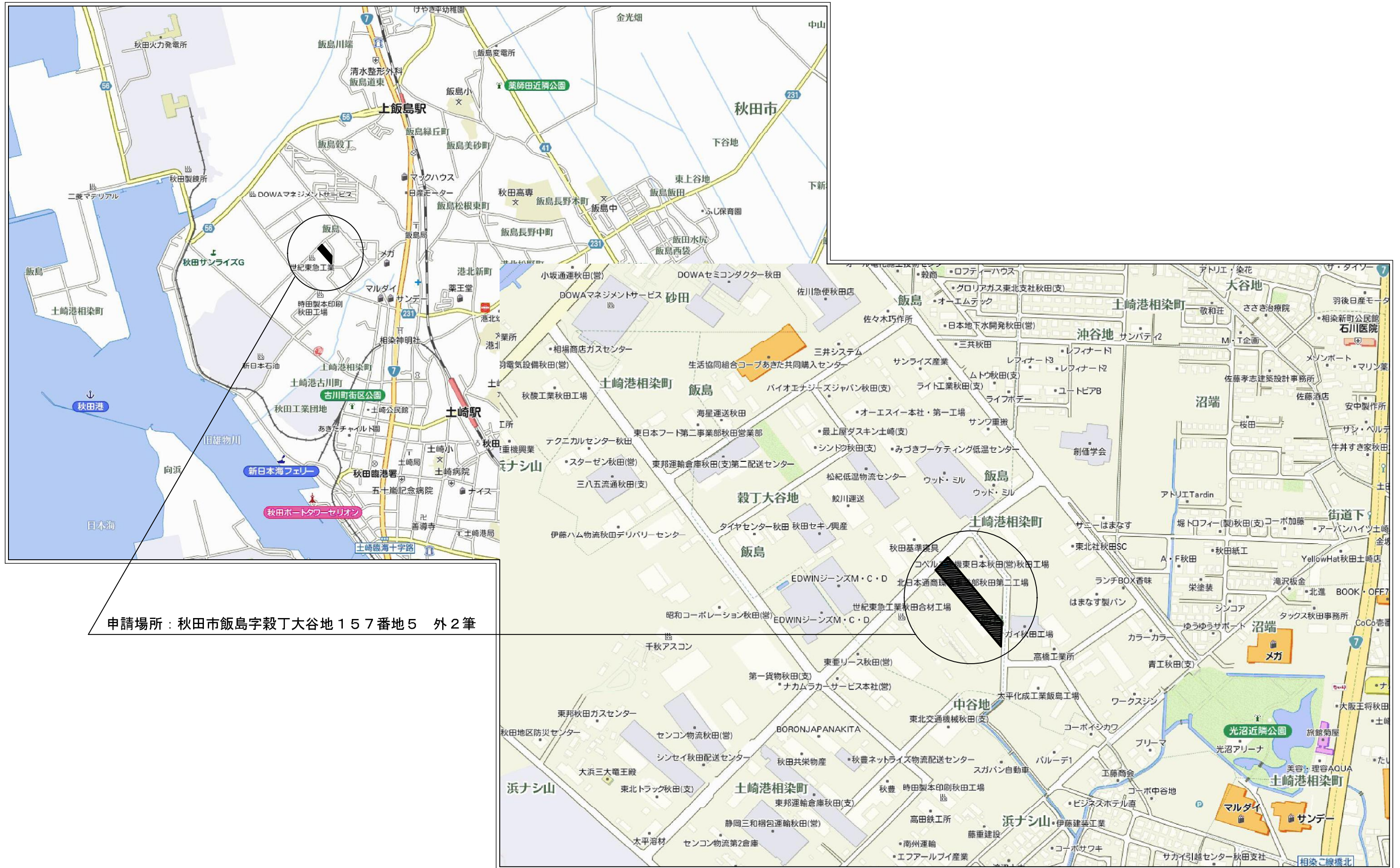
この廃棄物処理施設は、一般家庭から排出される一般廃棄物のうち、廃プラスチック類を選別、破碎、乾燥の工程を通して再生原料とする施設であり、平成20年9月17日付で建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可を受け、稼働してきました。

この度、財団法人日本容器包装リサイクル協会の廃プラスチック容器包装材の落札量を年間2,880tから5,760tに変更したいため、下記により処理能力の増加を計画しているところです。

このことにより処理能力が9.6t/日から19.2t/日となり、当初許可を受けた処理能力の1.5倍以上となるため、同法施行令第130条の2の3第1項第5号(ロ)の規定の範囲を超えることから、同法第51条ただし書の規定に基づき許可申請をするものです。

記

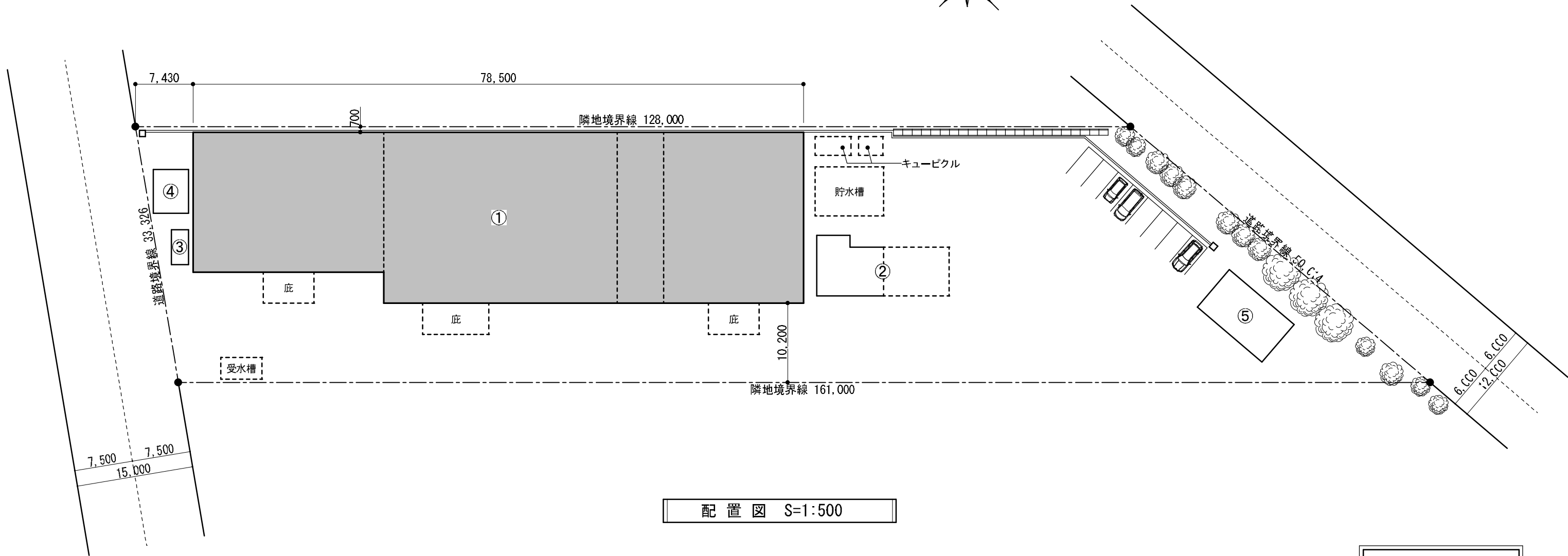
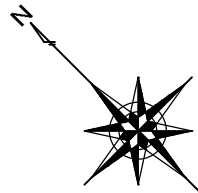
1. 既設乾式破碎機・湿式破碎機の一部部品を交換することにより、現在の処理能力600kg/時間から800kg/時間にする。
2. 稼働時間を現在の1日16時間から1日24時間にする。



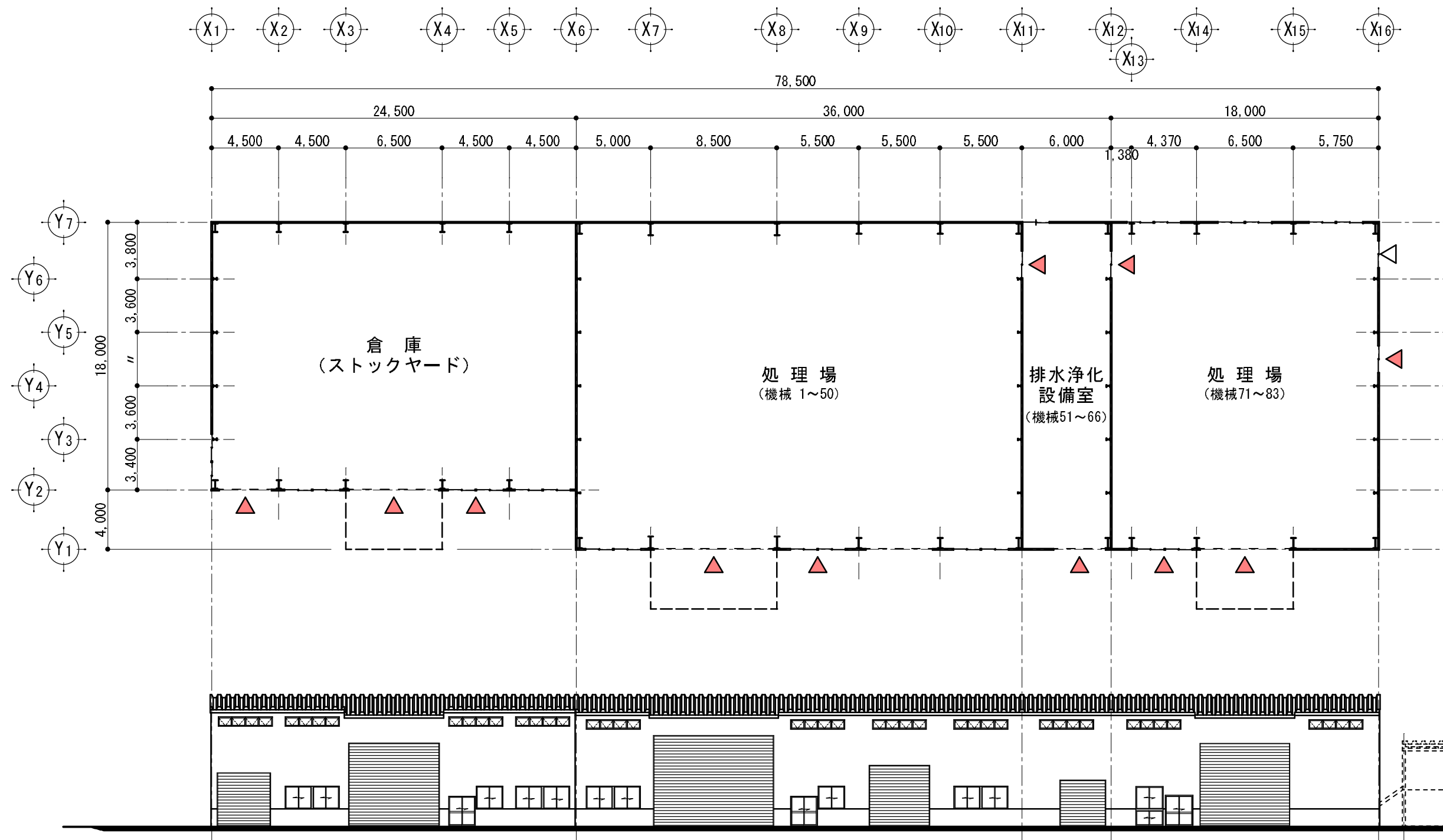
資料 1

付近見取図 S=NON

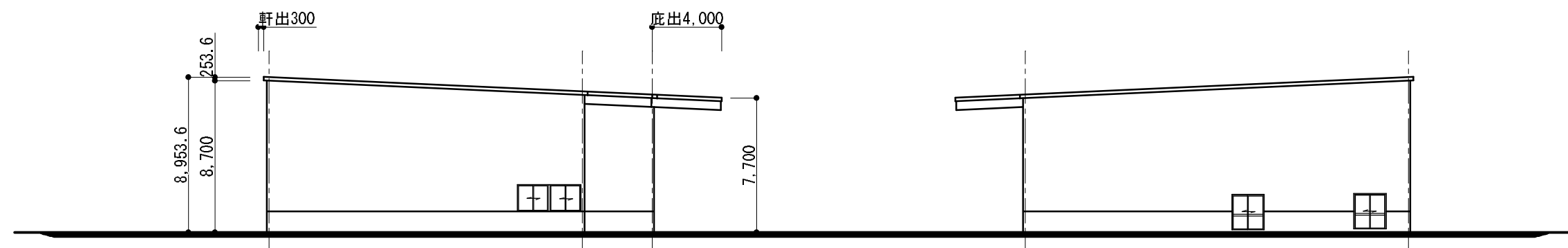
《 概 要 表 》					
申 請 場 所	秋田市飯島字穀丁大谷地 1 5 7 番地 5 外 2 筆				
用 途 地 域	工業専用地域（建弊率60％・容積率200％）				
防 火 地 域	法22条指定区域				
敷 地 面 積	4,954.61 m ²				
建 物 名	工 場	集 積 所	休憩所 1	休憩所 2	事 務 所
符 号	①	②	③	④	⑤
建 築 面 積	1,675.50 m ²	59.85 m ²	9.95 m ²	30.51 m ²	71.77 m ²
1 階床面積	1,648.00 m ²	59.85 m ²	9.95 m ²	25.80 m ²	70.11 m ²
2 階床面積	—	—	—	18.11 m ²	70.11 m ²
延 べ 面 積	1,648.00 m ²	59.85 m ²	9.95 m ²	43.91 m ²	140.22 m ²



配置図 S=1:500



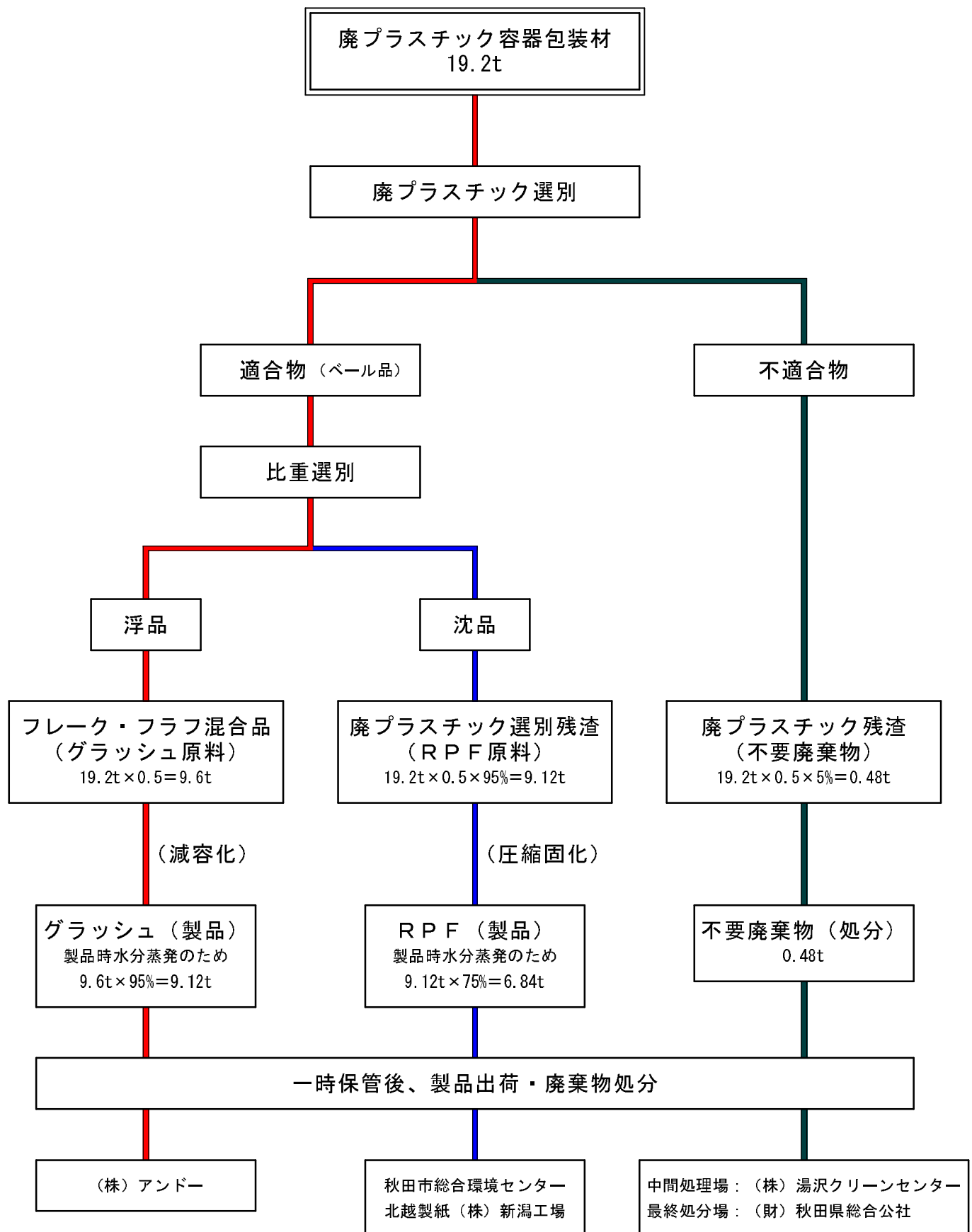
建物① 南側立面図 S=1:300



建物① 西側立面図 S=1:300

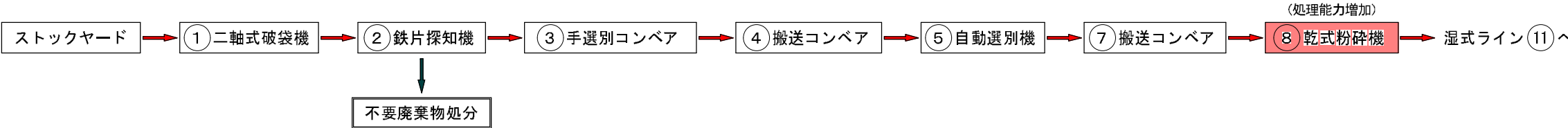
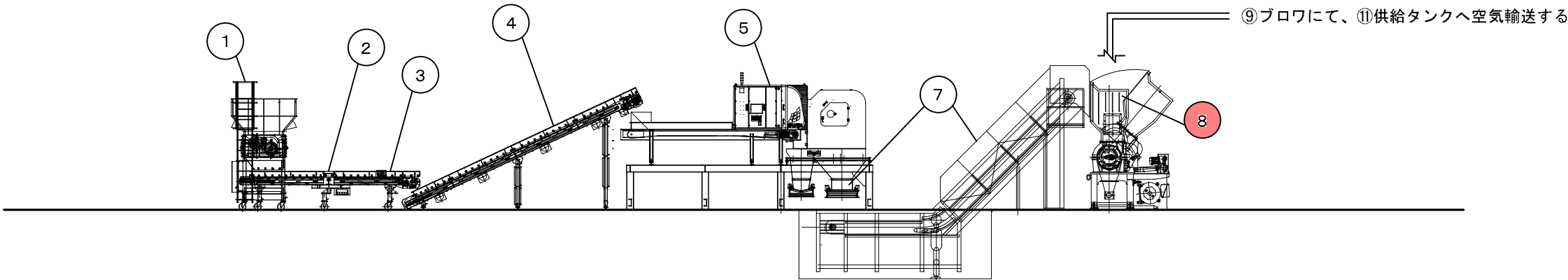
建物① 東側立面図 S=1:300

廃プラスチック容器包装材の処理工程と1日処理量

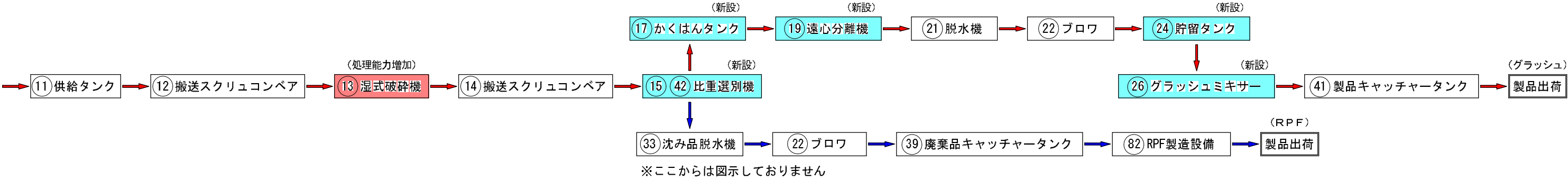
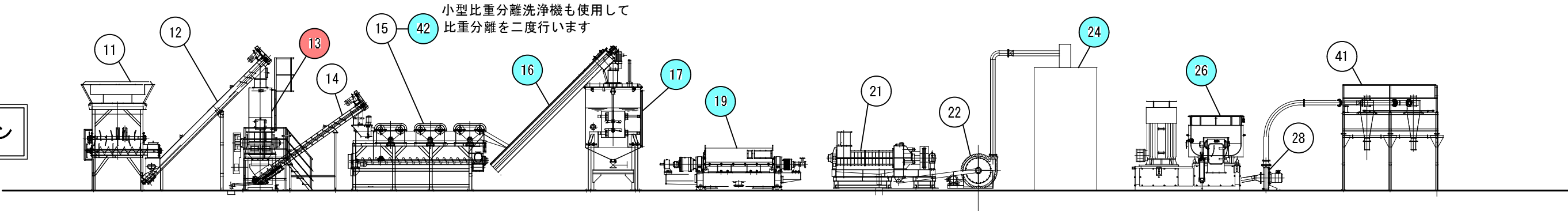


再生処理フローチャート

乾式ライン



湿式ライン



《工場内機器一覧表》

品番	機器名称	10	サイクロン	20	脱水ふるい機	30	キャッチャータンク	40	サイクロン	51	原水ポンプ	61	膜ユニット	74	押出機
1	2軸式破袋機	11	供給タンク	21	脱水機(浮き品)	31	補給水タンク	41	キャッチャータンク	52	スリットセイバー	62	膜処理水ポンプ	75	制御盤
2	鉄片探知器	12	搬送スクリュウコンベア	22	ブロウ	32	供給ポンプ	42	小型比重分離洗浄機	53	汚泥ポンプ	63	廃水処理制御盤	76	ネットコンベア
3	手選別コンベア	13	湿式粉碎机	23	サイクロン	33	脱水機(沈み品)			54	調整ポンプ	64	曝気ブロア	77	フードダクト装置
4	搬送コンベア	14	搬送スクリュウコンベア	24	貯留タンク	34	ブロウ	46	グラッシュミキサー制御盤	55	脱水機	65	汚泥移送ポンプ	78	ペレタイザ
5	自動選別機	15	比重分離洗浄機	25	搬送スクリュウコンベア	35	サイクロン	47	遠心分離機制御盤	56	高分子注入ポンプ	66	再利用水ポンプ	79	選別機・圧送ブロウユニット
6	搬送コンベア	16	搬送スクリュウコンベア	26	グラッシュミキサー	36	キャッチャータンク	48	湿式ライン制御盤	57	高分子自動溶解装置			80	冷却装置
7	搬送コンベア	17	かくはんタンク	27	クッションタンク	37	ブロウ	49	自動選別機制御盤	58	加圧浮上槽	71	かくはんミキサ	81	キャッチャータンク
8	乾式粉碎机	18	供給ポンプ	28	ブロウ	38	サイクロン	50	乾式ライン制御盤	59	膜薬洗ポンプ	72	供給スクリュウコンベア	82	RPF製造設備
9	ブロウ	19	遠心分離機	29	サイクロン	39	キャッチャータンク			60	凝集剤注入ポンプ	73	スクリュホッパ供給機	83	PS溶融減容機

凡 例

機械の処理能力増加を示す

新設機械を示す

資 料 5

事業内容説明書

1. 概要

本施設は一般家庭から排出される一般廃棄物のうち、廃プラスチック類を選別、破碎、乾燥の工程を通して再生原料とする施設であり、平成20年9月17日付で建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可を受け、稼働してきました。

この度、財団法人日本容器包装リサイクル協会の廃プラスチック容器包装材の落札量を年間2,880tから5,760tに変更したいため処理能力の増強を計画しているところです。

また増強することにより、処理能力が9.6t/日から19.2t/日となり、当初許可を受けた処理能力の1.5倍以上となるため、同法施行令第130条の2の3第1項第5号（ロ）の規定の範囲を超えることから、同法第51条ただし書の規定に基づき許可申請するものです。

2. 設置者

株式会社 湯沢クリーンセンター

資本金 : 4,500万円

従業員 : 73名

主たる業務内容 : 廃プラスチックリサイクル事業

3. 計画地

地名地番 : 秋田市飯島字穀丁大谷地157番地5 外2筆

所有者 : 株式会社 湯沢クリーンセンター

使用者 : 同上

4. 処分する一般廃棄物の種類および処分量等

廃プラスチック類 : 19.2t/日

5. 施設の概要

施設の種類 : 廃プラスチックの再生処理

設置年月日 : 2007年4月

処理方式 : 破碎、選別、圧縮硬化

処理前保管施設 : 144.0 m²

処理後保管施設 : 211.76 m²

6. 立地

計画地は工業専用地域であり、敷地境界から一番近い近隣施設については以下のとおりとなっています。(付近施設見取図別添)

・学校、図書館等の文化施設 港北小学校 1.41km

- ・病院、診療所等の医療機関 五十嵐記念病院 1. 81 km
- ・老人ホーム等の福祉施設 ショートステイ和楽 1. 20 km

また、処理施設の敷地に隣接する土地の所有者の同意および搬入道路にあたる直近の住居者が属する町内会等の住民組織との協定又は複数の代表者の同意は免除されています。

7. 施設の構造および維持管理

(1) 施設本体の構造

ア 施設本体の構造

施設本体は、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に基づいた構造計算を行った建物であり、当該敷地の地盤支持力の調査結果をふまえて計算してあるため、自重、積載荷重、地震等に対し構造耐力上十分な強度を有しています。

また、工事完成後は同法第7条第4項の規定による検査を受けており、検査済証の発行もされております。

イ 処理能力

定期点検整備を実施し、19.2 t／日の処理能力を確保します。

ウ 腐食防止

処理工程においては薬剤の使用がないため、機械設備が腐食するおそれはありません。

また、取扱品目についても性状が安定した物のみを処理するため、廃棄物による機械設備の腐食の恐れはありません。

エ 飛散、流出および悪臭防止等

搬入された廃プラスチック類は圧縮梱包品であり、破碎処理後に製造した再生樹脂原料（グラッシュ）はフレコンバックに充填し、再生処理および出荷するまで倉庫屋内に保管するため、飛散、流出の恐れはありませんが、集塵機および散水装置を設置しています。

また、取扱品目からして悪臭等の発生の恐れも極めて少ないですが、清掃し、清潔を保持するように努めます。

オ 汚水等の流出防止

工場内に排水溝を設置し場外への流出を防止すると共に、排水溝を排水処理設備に接続することにより、場内で発生した汚水等は全て排水処理設備において処理され、水質汚濁防止法および秋田県公害防止条例等に定める基準値内で排水します。

カ 受入設備および貯留設備

受入および破碎処理後に製造する再生樹脂原料（グラッシュ）の貯留設備（屋内保管倉庫）を備えています。

(2) 表示等

中間処理施設であることを表示するために、掲示板を設置します。

また、掲示板は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じると共に、掲示板が破損した場合は直ちに補修します。

(3) 排水処理設備

破碎、比重選別時の排水については、施設内側溝を経由して排水処理設備に排水した後、生物化学的処理を施したうえで放流します。(排水処理設備設計書添付)

また水質汚濁防止法および秋田県公害防止条例等に定める基準値を順守します。

(4) 雨水等の流出および流入防止

処理施設の床面を敷地地盤よりも高くしてあると共に、敷地内に場外排水側溝を敷設してあるため、雨水と接触する恐れはありませんが、定期的に点検し、建物の維持管理に努めます。

(5) 排ガス対策

処理機械の動力は全て電気であるため、生活環境上の支障が生じるような排ガスの発生はありません。

(6) 騒音および振動

騒音、振動規制法に基づく秋田市公害防止条例の区域外であり、規制の対象となっておりませんが、騒音については70dB以下、振動については65dB以下を目標にし、周辺の生活環境を損なわないように努めます。

また、定期的に機械の点検を行い、がたつき等による無用な騒音、振動の防止に努めます。

(7) 保管施設

保管施設は、廃棄物が飛散、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発生するおそれのない構造とします。

また、床面は廃棄物の自重、出入りする車両の加重等により破損等を生じない不透水性の材料（コンクリート）としています。

(8) 保管数量の上限

保管する廃棄物の数量は処理能力の5日分を超えないように管理します。

(9) 消火設備

消防署の指導に基づき、自動火災報知器、パック型消火栓、消火器、誘導灯を必要箇所に備え付けています。

また、これらの消火設備については定期的に点検整備を行います。

(10) 粉塵の発生防止

粉塵等の飛散、流出の恐れはありませんが、粉塵の飛散を防止する集塵機および散水装置を設置しています。

また、破碎機には粉塵爆発防止のための爆風逃がし口を設置しています。

(11) 衛生害虫等の発生防止

蚊、ハエ等の発生の防止に努め、構内を清掃し清潔を保持するように努めます。

また万が一蚊、ハエ等が発生した場合は適宜駆除剤を散布します。

(12) 使用道路の安全確保等

施設周辺は工業道路のみであります、その他の接続使用道路に関しても、安全の確保、道路の清潔の保持に努めます。

また、使用道路が道路事情その他の理由により交通整備が必要な場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じます。

(13) 処理能力に見合った処理の確保

施設への廃棄物の搬入および投入は、施設の保管能力を超えないように管理します。

(14) 搬入時の廃棄物の確認

ア 車両から廃棄物を荷卸しする前に、搬入された物が再生処理できる品目であるか確認します。

イ 再生処理できる品目以外の廃棄物が荷卸しされた場合には、直ちに撤去します。

ウ 再生処理できる品目以外の廃棄物が混入されないよう、収集運搬業者との連携を密にします。

エ 搬入事業者および搬入品目については、常に契約書、産業廃棄物管理表等で確認します。

(15) 廃棄物の性状の確認

受入れる廃棄物の種類および量が施設の処理能力に見合ったものとなるよう、受入れの際にその性状の確認および軽量を行います。

(16) 施設の管理

施設の正常な機能を維持するため、建物および附属設備は6ヶ月毎、機械設備は1ヶ月毎に点検、機能検査を行い、その維持管理記録を3年間保存します。

(17) 廃棄物の搬入時間

施設への廃棄物の搬入時間は原則午前８：００～午後５：００とし、夜間の搬入はしません。

(18) 事故の防止

廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに機械の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。

(19) 記録および保存

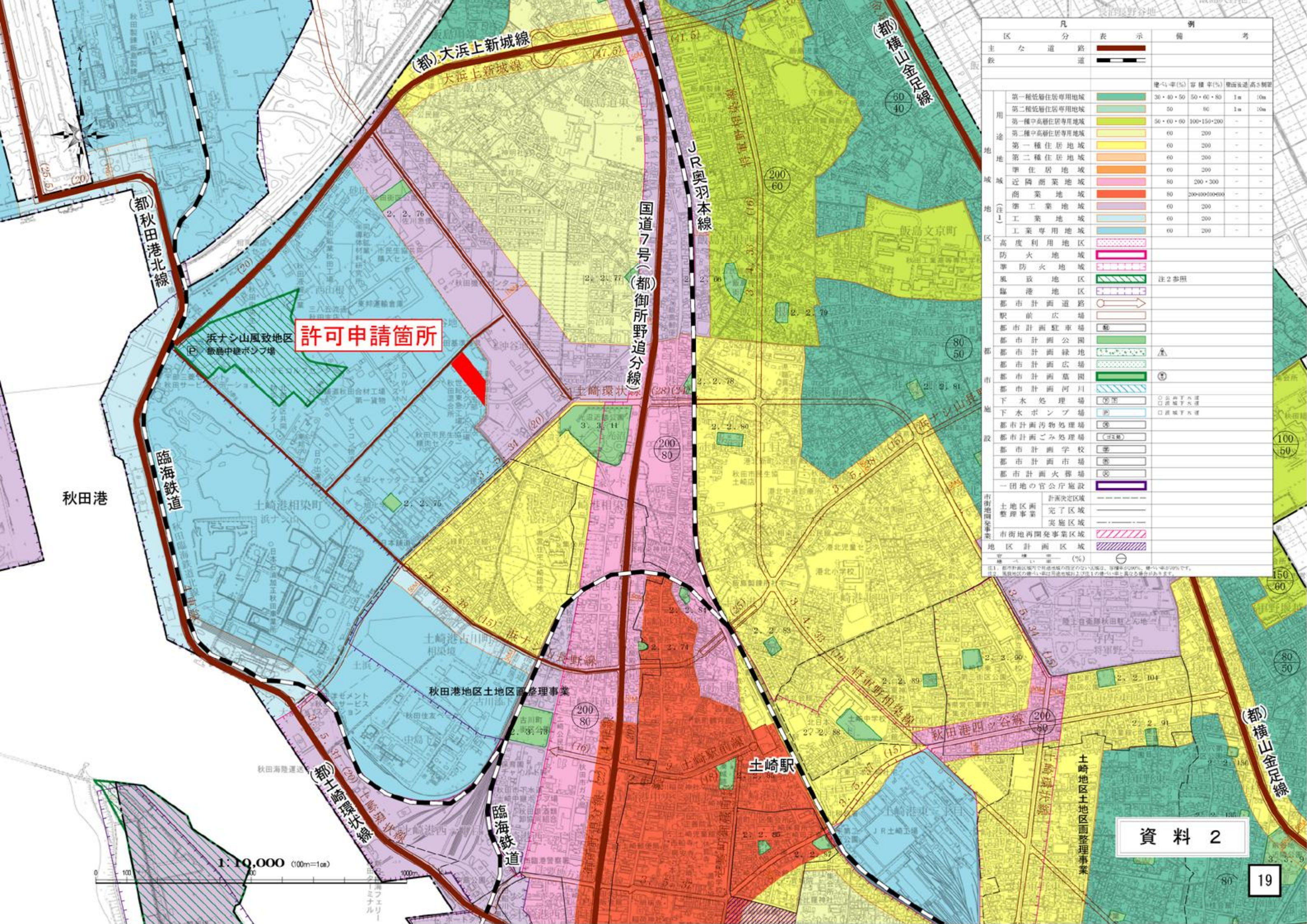
ア 施設の維持管理に関する点検、検査その他の記録を作成し、３年間保存します。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の５、第８条の５、第８条の１８、第１０条の２１に規定する帳簿については、１年ごとにとりまとめ、５年間保存します。

ウ 上記の記録、帳簿は速やかに提示できるよう、事務所に備えておきます。

(20) 記録の閲覧

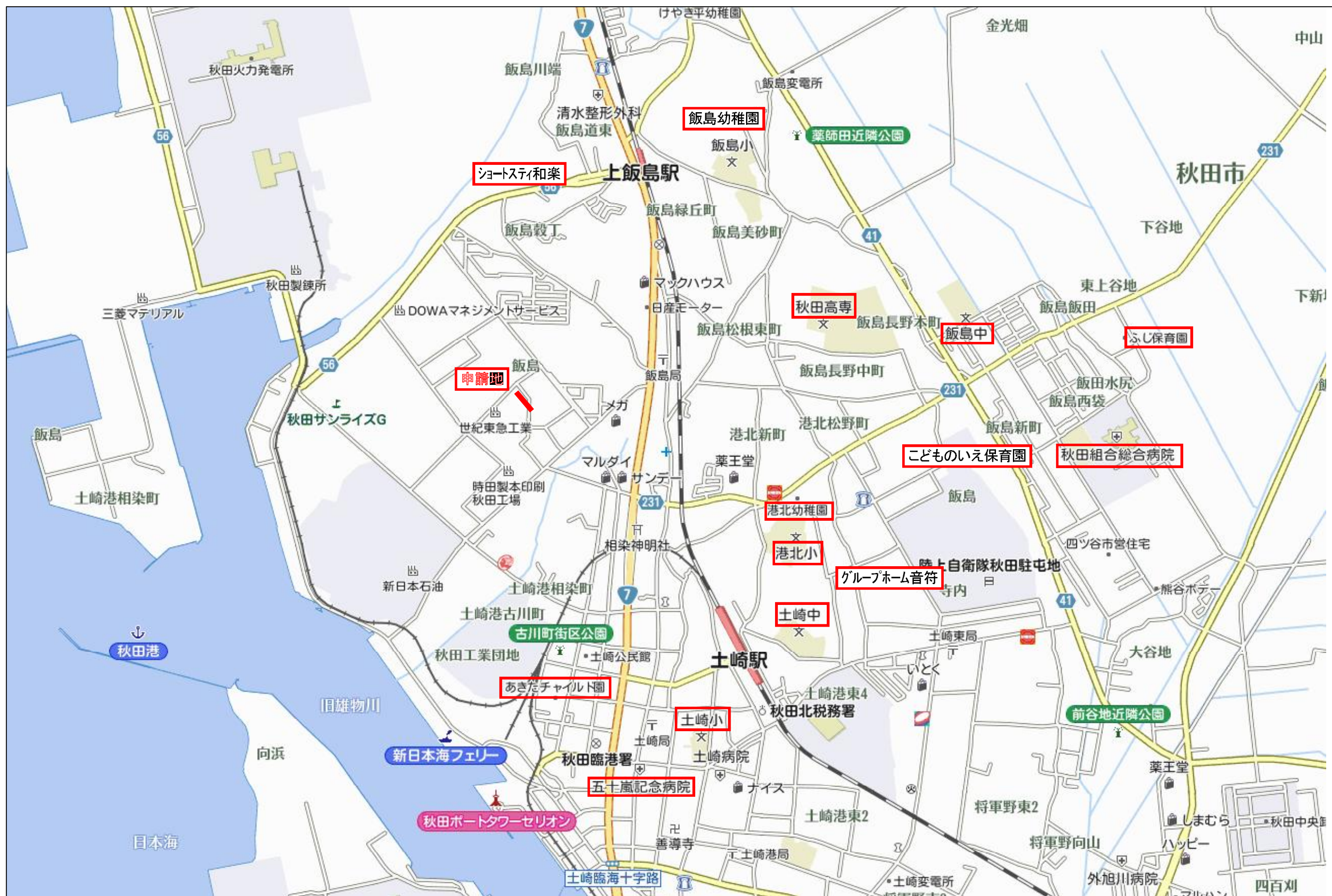
施設の維持管理に関する事項を記録するとともに、事務所に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する人の要求に応じて閲覧できるようにします。



凡 例		表 示		備 考	
区 分		表 示		備 考	
主 道		主 道			
鉄 道		鉄 道			
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		建ぺ率(%)	容 積 率(%)	壁面延 高さ制限
	第二種低層住居専用地域		30・40・50	50・60・80	1m 10m
	第一種中高層住居専用地域		50	80	1m 10m
	第二種中高層住居専用地域		50・60・60	100・150・200	- -
	第一種住居地域		60	200	- -
	第二種住居地域		60	200	- -
	準住居地域		60	200	- -
	近隣商業地域		80	200・300	- -
	商業地域		80	200・400・100・400	- -
	準工業地域		60	200	- -
地 区	工業地域		60	200	- -
	工業専用地域		60	200	- -
	高度利用地区				
	防火地域				
	準防火地域				
	風致地区				注2参照
	臨港地区				
	都市計画道路				
	駅前広場				
	都市計画駐車場				
市 街 地 区 画 整 理 事 業	都市計画公園				
	都市計画緑地				
	都市計画広場				
	都市計画墓園				
	都市計画河川				
	下水処理場				○公園等水道 □流域等水道
	下水ポンプ場				□流域等水道
	都市計画汚物処理場				
	都市計画ごみ処理場				
	都市計画学校				
市 街 地 区 画 整 理 事 業	都市計画市場				
	都市計画火葬場				
	一団地の官公庁施設				
	計画決定区域				
	完了区域				
	実施区域				
	市街地再開発事業区域				
	地区計画区域				
	地区計画区域				
	地区計画区域				

資料 2

近隣施設見取図



参考：関係する法令

建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第四十八条第一項から第十三項まで、**第五十一条**、第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項及び第五項並びに第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の規定を準用する。

建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）

（位置の制限を受ける処理施設）

第百三十条の二の二

法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第百三十条の二の三 法第五十一条 ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

五 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は四千五百人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、一万五千人）以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第五十一条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

（一般廃棄物処理施設）

第五 条

法 第 八 条 第 一 項 の 政 令 で 定 め る ご み 処 理 施 設 は、一 日 当 た り の 処 理 能 力 が 五 ト ン 以 上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。